馬耳東風

第221回特別国会で皇族数の減少を防ぐために皇室典範が改正された．残念ながら全会一致とはならなかったが，改正のポイントは以下の三点である．①女性皇族が結婚後も「皇族」として残る．②皇室に留まる女性皇族は，皇族の身分を持ちながら，住民基本台帳にも登録される．③旧宮家から「男系男子」を養子に迎え，その子が男性の場合，皇位継承権を認める．①により，これまでは女性皇族が一般の男性と結婚すると皇族ではなくなっていたが，改正後は結婚してもそのまま皇族の身分を維持し皇室の一員として活動を続けることが可能となる．しかし，その身分は一代限りで永続的な皇族数の確保とはならない．②により，皇族としての特別な身分を持ちながら，一般国民が対象となる住民票にも載るという二重の身分状態が生まれることになり，その配偶者や子どもは皇族にはなれないとのことである．本来，結婚は子孫を増やすことができるものであり，女性皇族の家族を皇族とすることができれば皇族数の恒久的な増加となる．③に関しては，十分に検討されないで改正案となり，野党の一部からはだまし討ちとの批判が上がった．憲法第14条では「法の下の平等」が定められており家柄（門地）による差別を禁じているにもかかわらず，特定の家系（旧宮家）に限って養子縁組を認め，さらにその息子に皇位継承権まで与えるということは，憲法が禁じる「門地による差別」にあたるのではないかという指摘もある．

旧宮家の11家の共通先祖は，600年前（室町時代）の伏見宮とのことである．一世代を25～30年とすると20世代以上離れており，他人と考えるのが普通であろう．男系男子に拘り血縁の遠い方でも皇族に迎えたいとの思いか．憲法第二条には「皇位は，世襲のものであって」と規定され（男女には触れていない），皇室典範第一条で「皇位は，皇統に属する男系の男子が，これを継承する」とされており，このために女性天皇や女系天皇が実現しない制度となっている．男尊女卑や家長制度は過去の遺産であり，現行憲法のもと男女平等，基本的人権，各種の自由が保障されている現代において，なぜかくも時代遅れの条文が存在するのか．イギリス等のヨーロッパでは長子相続が一般的で女王陛下がおり，実にうらやましい限りである．

日本の社会では昔から，娘しかいない家では婿を迎え家の存続を図ってきた．男系男子のみ家を継ぐ権利があるとすれば，多くの家系がなくなっていただろう．血縁の近さの方が親しみやすく信愛が湧くのが人情である．上皇・上皇后両陛下が国民に寄り添われ，平成時代の被災者を励まされ，先の大戦の戦地で慰霊される姿に何と感動したことか．それらを受け継がれている今上天皇皇后両陛下と愛子内親王様にも変わらぬ敬愛を感じるのは私だけではない．最近の世論調査では80%が女性天皇を認めており，今の天皇ご一家に対する国民の親愛度の高さが伺える．天皇陛下は「国民の皆さんの理解が得られるものとなることを望んでおります」と述べられ，皇室典範改正に関して国民の理解と支持の重要性を強調された．今回成立した皇室典範の改正，特に③には多くの国民の支持は得られていないと思う．将来の皇室のありようを今後とも議論していかなければならない．

（平）